平成２６年（フ）第１８７号
静岡県沼津市中沢田520番地の１　メゾン・ドゥ・セピアⅡ102、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市足高322番地の44　ワイハイツ東名Ｂ102
破産者　青野　圭宏
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
愛知県一宮市三条字墓北59番地１　アーバンコープ201号、従前の住所愛知県一宮市今伊勢町宮後字西松山45番地　ロフティ今伊勢702号
破産者　横井　京子
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１８６号
愛知県岡崎市稲熊町字６丁目85番地５、前住所愛知県岡崎市大門５丁目19番地１
破産者　赤堀　良平
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
愛知県安城市池浦町池東６番地11　エスポワール池浦Ｂ－103、開始決定時の住所愛知県安城市三河安城東町２丁目１番地12　ライオンズプラザ三河安城205
破産者　田代　伸一
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３３８号
愛知県瀬戸市陶原町４丁目７番地　バンベール瀬戸303
破産者　杉浦　　明
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４４号
愛知県岡崎市上里３丁目17番地４　ヴィラセレーナＡ－202、開始決定時の住所愛知県豊田市前山町３丁目11番地１　Ｔステージ前山スール103号
破産者　竹代　　潤
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１７８号
京都府宇治市小倉町春日森39番地の３
破産者　松村　眞一
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５０６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目１番18号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目32番５号
破産者　木下　伸夫
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６３８号
兵庫県尼崎市浜田町５丁目52番地堀文化北棟Ｊ号、前住所兵庫県尼崎市大島３丁目31番16―503号
破産者　中浜　豊子
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１号
兵庫県佐用郡佐用町佐用2846番地４
破産者　小林　　功
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第３４５号
和歌山市神前382番地の10
破産者　阪本　**覗**好
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１００号
広島市安芸区矢野南５丁目４番39―1003号
破産者　宇根　一浩
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１号
山口県下松市星が丘１丁目５番17号
破産者　宮崎　伸一
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第３１２号
愛媛県松山市保免西２丁目５番32号　ディナスティワタナベ301号
破産者　中田　和也
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０号
長崎県島原市西八幡町8440番地２
破産者　宮崎　洋子
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
長崎県南島原市深江町丙654番地１下田ハイツＢ棟
破産者　松本　和子
１　決定年月日　平成27年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

免責許可決定

平成２６年（フ）第２２２号
茨城県つくば市城山11番地８
破産者　岩崎　美和（旧姓渡辺）
１　決定年月日　平成27年２月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２４０号
茨城県土浦市右籾384番地２
破産者　小野千惠子
１　決定年月日　平成27年２月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係